

回 覧

平成25年 7月 1日 (三股町)

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内 容】
①募 集	1	◆子どもと一緒に「いきいき食育講座」参加者を募集します ◆平成25年度ブラジル国派遣研修および海外派遣農業研修生を募集します
②催 し	2	◆平成25年度宮崎県就職説明会(都城会場)を開催します
③講座・教室		◆「ビジネスパソコン(販売・サービススタッフ講習)」の受講者を募集します
	3	◆講座(ビジネスマナーセミナー)を開催します【受講料無料】 ◆宮崎県防災士養成研修受講生を募集します
	4	◆第23回参議員議員通常選挙(予定)のお知らせ
④お知らせ	5	◆町コミュニティバス『くいまーる』に乗って期日前投票所(役場1階ロビー)に行こう ◆木造住宅の耐震診断のお知らせ
	6	◆平成25年度の地籍調査区域をお知らせします ◆「三州健康教室」を開催します ◆統計調査を装った「かたり調査」にご注意ください



【分類】	【No.】	【内 容】
	7	◆犬や猫はルールを守って飼いましょう
	8	◆第63回 社会を明るくする運動
⑥保健と福祉 (一般)		◆麻疹・風疹混合ワクチン予防接種費用を助成します(任意)
	9	◆国民年金保険料免除・若年者納付猶予の申請受付が始まります
⑦保健と福祉 (高齢者)	10	◆後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証(入院時の食事、外来などで高額な診療を受けるときに掛かる窓口負担が「限度額まで」となるカード)の申請および更新について
⑧農林産業関連	11	◆水稻の病害虫防除を実施します ◆三股町農業振興地域整備計画の変更受付について ◆産地が分かる!米トレーサビリティ制度
	12	◆平成25年度「農業用機械免許資格取得促進研修」募集
⑨相 談		◆「こころの健康相談」を行います
	13	◆「人権相談」を行います ◆「交通事故無料相談」を行います ◆「ふれあい福祉相談」を行います



① 募 集

◆ 子どもと一緒に「いきいき食育講座」参加者を募集します

町健康管理センターでは、食育の体験として、親子で参加する調理実習を主にした講座を行います。子どもと一緒に、作ったり、食べたりと楽しい時間を過ごしませんか。興味のある人は、ぜひご参加ください。



おやつを作ろう	お弁当を作ろう
野菜や果物を使ったおやつを作ります。	自宅から持ってきた弁当箱に作った料理を詰めて、お弁当を作ります。
1. 日時・・・7月29日(月) 午後1時30分～午後4時 2. 内容・・・体にやさしいおやつ作り 3. 持ってくるもの・・・ エプロン、三角巾(大きめのハンカチ)、 子供用の室内シューズ	1. 日時・・・7月31日(水) 午前9時30分～午後1時 2. 内容・・・バランス弁当作り 3. 持ってくるもの・・・ エプロン、三角巾(大きめのハンカチ)、 子供用の室内シューズ 米1人当たり0.5合、普段使う弁当箱
<p><対 象 者> 三股町在住の3歳から小学生の子どもと保護者 注) 子どもだけの参加はできません。</p> <p><場 所> 町健康管理センター 2階会議室、調理室</p> <p><定 員> 各講座12組</p> <p><参加費(材料代)> 1人200円(3歳以上)</p> <p><申 込 期 限> 7月24日(水)</p> <p>◎どちらの講座にも参加できますが、応募者多数の場合は、一つだけに制限します。また、定員になり次第、締め切ります。</p>	



※ お申し込み・お問い合わせは、健康管理センター
 (☎52-8481) にお願ひします。



◆ 平成25年度ブラジル国派遣研修および
 海外派遣農業研修生を募集します

このことについて、県から案内がありましたのでお知らせします。

1. 研修事業(事業主体)
 - (1) ブラジル国派遣研修事業(宮崎県)
 - (2) 農業研修生海外派遣事業(公益社団法人国際農業者交流協会)
2. 募集期間 **7月24日(水)まで**
3. 助成
 - (1) ブラジル国派遣研修事業
 渡航および現地研修に掛かる経費を1人当たり29万円以下で助成(本人1人当たり約15万円程度の負担)。
 - (2) 農業研修生海外派遣事業
 公益社団法人 国際農業者交流協会が派遣を決定した人の分担金を1人当たり25万円以下で助成(研修費・講習参加費は本人負担)。
4. 派遣先・期間など
 - (1) ブラジル国派遣研修事業
 - ・ブラジル国(ブラジル宮崎県人会): 12月上旬～平成26年3月上旬
 - (2) 農業研修生海外派遣事業
 - ・アメリカコンビネーションコース: 平成26年3月下旬～
同27年10月中旬
 - ・アメリカプラクティカルコース: 最長18カ月間
 - ・欧州各国・プラクティカルコース: 平成26年3月上旬～
同27年3月下旬

※お問い合わせは、県北諸県農林振興局 地域農政企画課
 (☎23-4507) にお願ひします。

② 催し

◆ 平成25年度宮崎県就職説明会(都城会場)を開催します

県では、県内企業就職希望者や来春学校卒業予定者と県内企業との出会いの場として、次の日程で就職説明会を開催します。

【日時】 8月8日(木)

●受け付け 午後1時～

●説明会 午後1時30分～4時

【場所】 都城圏域地場産業振興センター
都城市都北町5225-1



【対象者】 学校卒業予定者(高校卒業予定者を除く)
求職活動中の人、転職を考えている人など
※誰でも参加できます。
※事前の申し込み手続き、参加料は必要ありません。

【内容】 企業との面談
各種相談コーナー(ハローワーク、宮崎県就職相談支援センターなど)

◎参加企業などの詳細については、宮崎県ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/shoukou/rodo/koyo/f-setu/index.html>

または「宮崎県就職説明会」で検索

※お問い合わせは、

県労働政策課雇用対策担当 (☎0985-26-7105)

都城市工業振興課 (☎23-2753) にお願ひします。

③ 講座・教室

◆ 「ビジネスパソコン(販売・サービススタッフ講習)」の受講者を募集します



受講料	無料
募集人員	15人
講習名	ビジネスパソコン(販売・サービススタッフ講習)講習
内容	就職につながる基本的パソコン操作(マイクロソフトエクセル、マイクロソフトワード、インターネットなど)およびレジ操作を取得します
対象者	ハローワークに求職登録している人が対象 おおむね55歳以上のシニア世代
実施場所	町商工会館(JR三股駅近く)
協力団体	(株)宮崎県ソフトウェアセンター
講習期間	8月22日(木)～9月6日(金)【土日を除く10日間】
申込締切	8月9日(金)必着
申し込み	ハローワーク都城、三股町シルバー人材センターに置いてある所定の申込書を宮崎県シルバー人材センター連合会宛てに郵送またはFAXにてお申し込みください。申し込み後、受講者選考を行ないます。

※お申し込み・お問い合わせは、

公益社団法人 県シルバー人材センター連合会

〒880-0867 宮崎市瀬頭2丁目6番14号

(☎0985-31-3775)

(FAX 0985-31-3776) にお願ひします。

◆ 講座（ビジネスマナーセミナー）を開催します【受講料無料】

都城地域雇用創造協議会で開催予定の講座をお知らせします。

※実施するセミナーは雇用保険受給者の求職活動の1回として認められます。

※応募者多数の場合は選考になります。

◎ビジネスマナーセミナー

『就活セミナー *夏編*』

就職活動中の方を対象に、書類選考で印象に残る履歴書・職務経歴書の作成方法や面接時の自己PR方法をロールプレイングで学び、効果的な就活方法を学びます。

☆開催日：8月5日（月）

☆時間：午後1時～5時

☆定員：10人

☆締め切り：7月19日（金）

☆場所：都城市総合文化ホール



※お申し込み・お問い合わせは、
都城地域雇用創造協議会事務局（都城市役所5階）

☎：0986-23-2412

FAX：0986-23-2417

E-mail：mjkoyou@btvm.ne.jp

URL：<http://www.mjkoyou.com/>

をお願いします。

◆ 宮崎県防災士養成研修受講生を募集します

県では、地域での防災活動の中核的な人材となりうる防災士の養成を行うため、防災士養成研修を実施します。

1 内容

防災士資格取得には、

基礎コース → 課題レポート → 専門コース → 試験

の4段階で構成されており、それぞれの課程を完了する必要があります。

① 県が実施する「防災士養成研修」基礎コースの受講

② 課題レポートの提出および「防災士養成研修」専門コースの受講

③ 日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」を受験し、合格すること

※別途、消防署、日本赤十字や自治体が実施する「救急救命講習」を受講し、修了証を取得する必要があります。

2 日時および研修場所

【基礎コース】

日時：8月24日（土）午前9時～午後5時15分

場所：都城市高城生涯学習センター（高城地区公民館）

【専門コース】

日時：平成26年2月22日（土）～23日（日）

場所：南九州大学（予定）

3 防災士資格取得助成制度

町では、助成制度の交付要件を満たす人に対し、経費を助成します。

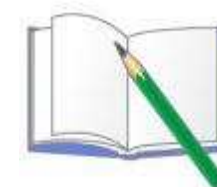
※先着15人までとします。

4 申込方法

町総務課危機管理係へお問い合わせください。

5 申込締切 7月31日（水）

※定員になり次第、募集を締め切ります。



※お問い合わせは、総務課 危機管理係（☎52-1111・内線231）

をお願いします。

④ お知らせ

◆ 第23回参議員議員通常選挙（予定）のお知らせ

参議院議員選挙の投票が次の通り行われる予定です。

【投票日】 **7月21日（日）**

【時間】 **午前7時 ～ 午後6時**

【場所】 各投票所（表の通り）

投票区	投票所の名称	所在地	投票区の区域
第1投票区	第1地区分館	樺山 3480 番地 2	山王原・仲町
第2投票区	第2地区交流プラザ	樺山 2730 番地	上米満・中米満・谷・櫟田
第3投票区	第3地区分館	宮村 1494 番地 1	大鷲巣・寺柱・小鷲巣・高畑
第4投票区	第4地区分館	長田 3093 番地	田上・梶山
第5投票区	第5地区分館	長田 6170 番地 1	仮屋・轟木・大野・大八重
第6投票区	第6地区分館	蓼池 2295 番地	勝岡・前目・餅原・三原
第7投票区	第7地区分館	樺山 4373 番地 2	上新馬場・下新馬場
第8投票区	第8地区分館	樺山 4598 番地	東原・稗田
第9投票区	第9地区分館	樺山 1867 番地 2	東植木・西植木
第10投票区	蓼池児童館	蓼池 3494 番地	蓼池
第11投票区	今市児童館	蓼池 603 番地 5	今市・中原・花見原

◆ 参議院議員通常選挙

選挙区選挙と比例代表選挙のそれぞれについて投票します。

○ 選挙区選挙

各都道府県単位で行われ、有権者は当選させたい候補者の氏名を書いて投票します。

○ 比例代表選挙

全国を単位に行われ、有権者は当選させたい候補者の指名または政党等名のいずれかを記載して投票します。

◆ 期日前投票

投票日に仕事などの用事で、投票所で投票ができない人は、期日前投票ができます。

○ 期間：**7月5日（金）～20日（土）**

※ 土曜、日曜も投票ができます。

○ 時間：**午前8時30分～午後8時**

○ 場所：町役場 1階ロビー

◆ 不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべて投票ができます。また指定病院などに入院などしている人は、その施設内で不在者投票ができます。詳しくはお問い合わせください。

◆ 投票所入場券

入場券がお手元に届いても、投票時に選挙権がなければ投票できません。また入場券がお手元にない場合（紛失、未配達など）でも、投票時に選挙権があれば、所定の手続きにより投票することができます。

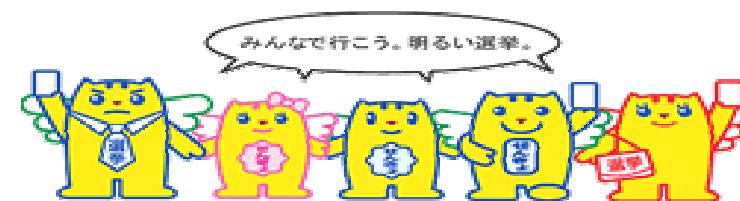
◆ インターネット選挙運動解禁

選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進などを図るため、インターネットなどを利用する方法による選挙運動が解禁されます。

※ 詳しくは同封している回覧用の折り込みチラシをご覧ください。

※ お問い合わせは、町選挙管理委員会

（☎52-1111・内線284）にお願いします。



◆ 町コミュニティバス『くいまーる』に乗って
期日前投票所（役場1階ロビー）に行こう

7月5日（金）から20日（土）まで行われる第23回参議院議員通常選挙の期日前投票にあわせて、一定期間『くいまーる』（三股町コミュニティバス）を無料で運行します。

この機会にぜひ、バスをご利用ください。皆様のご利用をお待ちしています。

◎ 期 間 : 7月15日（月・祝）～21日（日）※1週間

◎ 対象路線 : 長田・梶山（生活支援）コース
内之木場・梶山（生活支援）コース
田上・蓼池（生活支援）コース
樺山・宮村・植木（生活支援）コース
※通学支援コースは全コース除く

◎ 運 賃 : 無料（通常は1乗車100円）

◎ 内 容 : 期間中は、1日に何度乗車しても無料です。全コースでバスが役場で停車します。買物や通院などでお出掛けの際に、町役場にもお立ち寄りください。

● 時刻は、各バス停・くいまーる時刻表で確認してください。
（運行時間は平成25年4月1日からのくいまーるの時刻表と同じです）。
☆時刻表はコミュニティバス事務所（みまたんえき駅舎内）・町役場案内窓口にあります。

※ お問い合わせは、三股町コミュニティバス事務所
（☎52-0000）をお願いします。



◆ 木造住宅の耐震診断のお知らせ

近年、大地震が頻発しており、家屋の倒壊などにより死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受け、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図り、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指すため、木造住宅の耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助します。

耐震診断・耐震改修を希望する人は、都市整備課 建築係までご連絡ください。

1. 耐震診断

項 目	内 容
対象建築物	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、現に完成しているもの。
耐 震 診 断	「木造住宅の耐震診断と補強方法」（財）日本建築防災協会発行）による耐震診断。
耐震診断費用	1棟あたり6万円のうち、個人負担は6,000円です。残りの5万4,000円を国・県・町で負担します。
実 施 方 法	町が宮崎県木造住宅耐震診断士に委託して、耐震診断を行います。
棟 数	5棟（定数に達し次第、締め切ります）

2. 耐震アドバイザー派遣

木造住宅の耐震に係る相談や地域での普及活動を行うアドバイザーを派遣します。1棟当たり2回まで費用を負担します。

3. 耐震改修工事

項 目	内 容
耐震改修工事	耐震診断の結果、評価点が1.0未満（倒壊する可能性がある）のものを、1.0以上（一応倒壊しない）とする改修工事をいいます。
補 助 額	改修工事費と対象住宅の延床面積に3万2,600円を乗じて得た額のいずれか小さい方の金額の3分の1以内で、かつ50万円を限度とします。
棟 数	5棟（定数に達し次第、締め切ります）

※ お問い合わせは、都市整備課 建築係（2階 ⑨番窓口）
（☎52-1111・内線245）をお願いします。

◆ 平成25年度の地籍調査区域をお知らせします

国土調査法に基づく本年度地籍調査は、次の対象区域になっています。
地籍調査とは土地の基礎調査で、一筆ごとの土地について「地番」「地目」「境界」の調査、登記簿に記載された所有者に関する確認、境界測量、面積の測定を行います。その結果で地籍図・地籍簿を作成する調査です。
詳細については後日、対象者に連絡しますので、ご協力をお願いします。

1. 平成25年度 地籍調査対象

三股町 稗田・大字樺山字稗田・唐橋

2. 調査期間

9月2日（月）～平成26年3月31日（月）

※お問い合わせは、税務財政課 資産税係（1階 ⑤番窓口）

（☎52-1111・内線146）をお願いします。



◆ 「三州健康教室」を開催します

三州病院では毎月、地域の皆さんの健康維持・増進のために健康教室を開催しています。誰でも参加できますので、ご近所お誘い合わせの上、ご参加ください。

1. 日 時 : 7月19日（金） 午後3時～4時
2. 場 所 : 三州病院3階 カンファレンス室
3. 内 容 : テーマ「不整脈のお話」
講師：三州病院医師
石田 実雅 先生
4. 参加費 : 無料
5. 定 員 : 60人
6. 申込方法 : 電話または来院時に申し込みしてください（要予約）



※お申し込み・お問い合わせは、

三州病院（☎22-0230）をお願いします。

◆ 統計調査を装った「かたり調査」にご注意ください

最近、県内で「国勢調査」など、国・県・市町村が実施する「統計調査」を装って、電話で生年月日や家族構成などの個人情報聞き出そうとする「かたり調査」と思われる事案が複数発生しています。

不審に感じた場合は、町地域政策室までご連絡ください。

※ 統計調査員がいきなり電話で個人情報を聞くことはありません。

※ 統計調査員は顔写真を貼った「調査員証」を携帯しています。

現在、国勢調査は実施していません。

国勢調査は5年ごとに実施され、次回の調査は平成27年です。

※お問い合わせは、

地域政策室 地域政策係（2階 ⑦番窓口）

（☎52-1111・内線223）をお願いします。

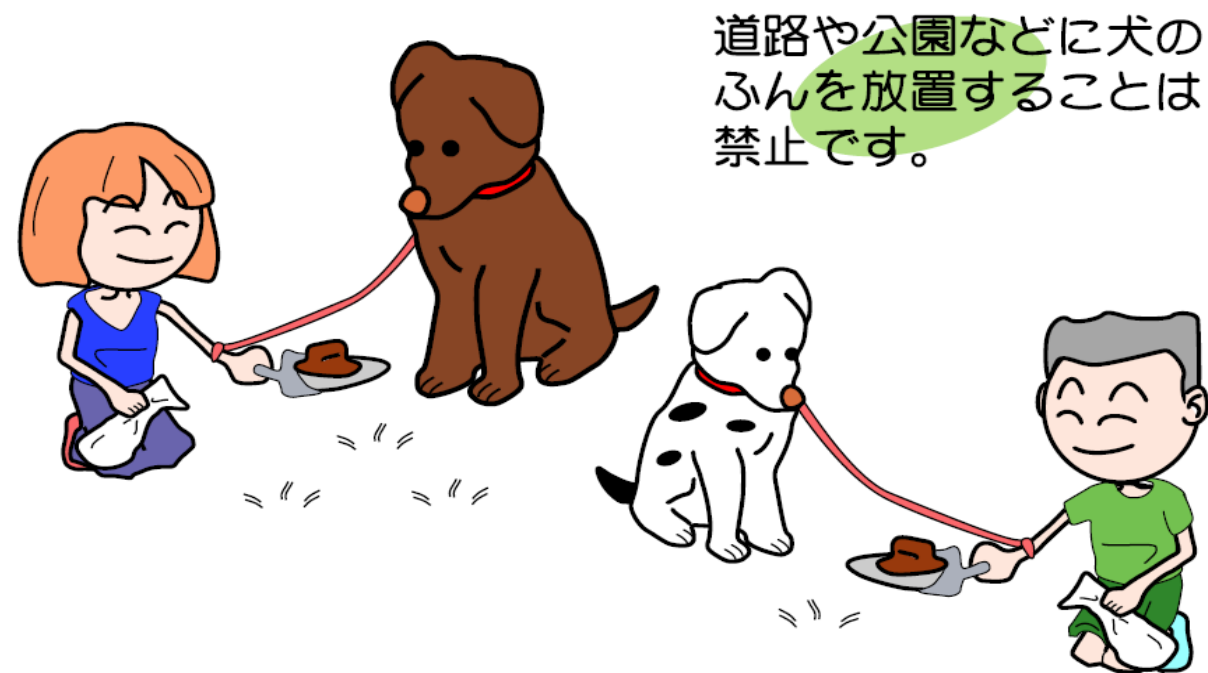


◆ 犬や猫はルールを守って飼いましょう

最近、犬や猫などのペットについての苦情や相談が増えています。ペットを飼うときには、飼い主としての責任を自覚して、同じ地域で暮らす皆さんの迷惑にならないように、ルールを守って飼いましょう。

《犬の飼主の皆さんへ》

犬のふんは飼い主の責任で、 持ち帰りましょう！



道路や公園などにそのまま放置されている犬のふんがあれば、大変迷惑で不快な思いをします。また犬のふんは寄生虫の卵や、いろいろなばい菌を持っていることがあり、大変不衛生です。

- 飼い主は、運動や散歩の時は、ふんを持ち帰るために、ビニール袋、スコップ、トイレトペーパーなどをいつも持ち歩きましょう。
- 犬小屋とその周りには常に清掃しておきましょう。

※ 犬の放し飼い(夜中や早朝など犬を放す行為を含みます)や散歩中にリードを放す行為は、非常に危険で、多くの人に迷惑を掛けることになります。

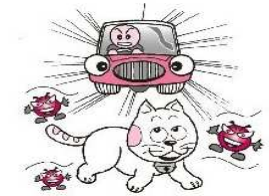
《猫の飼い方のお願い》

①猫は**室内**で飼うように努めましょう！

②飼い猫には**首輪・名札**を付けましょう！



屋外は、**病気の感染**や**交通事故**などの危険がいっぱい！



よその家の庭で**トイレ**をしたり、**花壇**を荒らしたり、**車の上に乗って傷**を付れたり・・・ご近所の迷惑にもなりかねません！



また、野良猫に餌を与えるだけで、その後の管理をしない**無責任な行為**は、結果的に数をどんどん増やすこととなります。近所迷惑であるだけでなく、**交通事故、病気や虐待**などで死亡する**不幸な猫を増やしてしまう**ことになります。

飼い主は、人と動物がうまく暮らしていくためにも、飼育する動物が人に危害を与えたり、近隣に迷惑を掛けたりすることがないよう責任を持って飼いましょう。

※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階 ⑩番窓口）

（☎52-1111・内線264・265）にお願いします。



◆ 第63回 社会を明るくする運動

■ “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～とは？

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

■地域のチカラが犯罪や非行を防ぐ

テレビや新聞では、毎日のように事件のニュースが報道されています。安全で安心な暮らしは全ての人の望みです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取り締まりを強化して、過ちを犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもまた、とても大切なことなのです。

■ “社会を明るくする運動”に、みんなの参加を

犯罪や非行をなくす。過ちからの立ち直りを支えていける地域をつくる。そのためには、一部の人たちだけでなく、地域の全ての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。“社会を明るくする運動”は、今年で63回目を迎える全国的な運動です。犯罪や非行のない地域をつくるために、一人一人が考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。

■みんなで考え、参加してください

“社会を明るくする運動”では、街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビなどの広報活動に加えて、誰でも参加できるさまざまな催しを行っています。イベントに参加したり、ホームページを見たことなどをきっかけにして、どうして犯罪や非行が起きてしまうのか、安全で安心な暮らしをかなえるために、今、何が求められているのか、そして、自分には何ができるのかを、皆さんで考えてみませんか。

※ホームページ [社会を明るくする運動](#)で検索

http://www.moj.go.jp/hogol/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html



人はみな、
生かされて
生きてゆく。

更生保護ネットワーク

⑥ 保健と福祉（一般）

◆麻疹・風疹混合ワクチン予防接種費用を助成します(任意)

全国的に流行している風疹に妊婦さんが感染するのを防ぐため、麻疹・風疹混合ワクチンの予防接種費用の助成を行います。

風疹は、妊娠初期にかかると赤ちゃんの心臓・目・耳に障害を起こす可能性があります。妊娠を予定・希望している女性や夫（パートナー）は、早めに予防接種を受けましょう。

1. 対象者

- ・現在、妊娠している女性の夫（未婚のパートナーを含む）
- ・妊娠を予定・希望する女性
- ・妊娠を予定・希望する女性の夫（未婚のパートナーを含む）

※年齢制限はありません。

※風疹にかかったことがある人、今までに2回以上の風疹予防接種単独ワクチン、または麻疹・風疹混合ワクチンを受けたことのある人は除きます。

※現在、妊娠している人は接種できません。

2. 助成額（1人1回に限ります）

麻疹・風疹混合ワクチンの接種費用のうち4千円を助成します。

3. 助成対象期間

平成25年4月1日（月）～平成26年3月31日（月）

※後払いの手続きについては、お問い合わせください。

4. 自己負担額

① 4月1日～6月30日に予防接種を受けた人

- ・全額を医療機関で支払った後、後払いの手続きを取ってください。
- ・町健康管理センターにある申請書とワクチン名が記載された領収書（または医療機関発行の接種済み証明書）、印かん、保険証、本人名義の預貯金通帳が必要です。
- ・ワクチン接種料は医療機関で異なります。

② 7月1日～平成26年3月31日に予防接種を受ける人

- ・指定医療機関で接種した場合は、助成額を差し引いた額を医療機関に支払ってください。
- ・指定医療機関以外で予防接種する場合は、全額を支払った後、後払いの手続きを取ってください。

5. 接種場所

- ・指定医療機関はお問い合わせください。
- ・指定医療機関以外の医療機関でも接種できますが、後払いとなります。

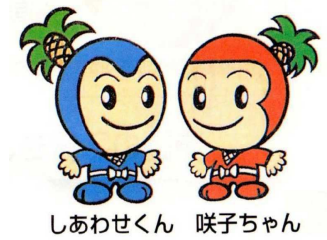
※現在、麻疹・風疹混合ワクチンが不足しています。受診する前に必ず医療機関へ確認してから受診してください。

※お問い合わせは、健康管理センター

（☎ 52-8481）にお願いします。



◆ 国民年金保険料免除・若年者納付猶予の申請受付が始まります



日本国内に住所のある20歳から60歳までの人は必ず国民年金に加入し、保険料の納付が義務付けられていますが、保険料の納付が困難な場合は、免除や納付猶予の制度があります。

☆平成25年4月分から平成26年3月分までの国民年金保険料は、**月額1万5,040円**です。

		納める保険料月額 (★)(定額1万5,040円の場合)	所得審査の対象者	老齢基礎年金を受けるための資格期間	受け取る老齢基礎年金額	障害・遺族基礎年金を請求するとき	後から保険料を納めること
納付		1万5,040円			全額、年金額に反映されます	年金を請求する要件に入ります	
免除	全額免除	0円	・申請者本人 ・配偶者 ・世帯主の所得を審査	受給資格期間に入ります	免除した期間は、年金額に 2分の1 8分の5 4分の3 8分の7 が反映されます	保険料を納めたときと同じように扱われます	10年以内なら納めることができます ※3年目から当時の保険料に加算額がつきます
	4分の3免除(4分の1納付)	3,760円					
	半額免除(半額納付)	7,520円					
	4分の1免除(4分の3納付)	1万1,280円					
若年者納付猶予[20歳代のみ]		0円	申請者本人・配偶者の所得を審査		年金額に反映されません		
未納		—	—	受給資格期間に入りません	年金額に反映されません	年金を受けられない場合があります	2年を過ぎると納めることができません(平成24.10~平成27年9月の3年間に限り10年に延長され納めることができます)

※**4分の3免除・半額免除・4分の1免除**の承認を受けたときは、表中(★)の保険料を納めなければ『未納期間』として取り扱われます。

表中(★)の保険料は2年以内に納めないと、時効により納めることができなくなってしまいます。

※免除・納付猶予を受けた期間に応じて、**将来受け取る老齢基礎年金額は減額**されます。

年金額を満額に近づけるためにも、10年以内に保険料をさかのぼって納めること(追納)を勧めます。

☆免除・若年者納付猶予の申請方法

【申請に必要なもの】

- ① 年金手帳
- ② 認め印
- ③ 平成24年4月1日以降に、失業・災害・風水害などの事情がある人は、その事実を証明できる書類(写しでも構いません)
(書類の例)雇用保険受給資格者証・離職票・り災証明書など

※注意…申請者本人・配偶者・世帯主で、該当する人の分は添付してください。

【申請期間】…7月1日(月)~平成26年7月31日(木)

※注意…免除(4段階)・若年者納付猶予の申請が遅れたり、過去に未納の期間があったりすると、不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。そのため、**8月30日(金)までの申請をお勧めします。**

【受付場所】…町民保健課 国保年金係(役場1階 ③番窓口)

※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係(☎52-1111・内線113)
都城年金事務所(☎(代)23-2571) にお願ひします。

⑦ 保健と福祉（高齢者）

◆ 後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証（入院時の食事、外来などで高額な診療を受けるときに掛かる窓口負担が「限度額まで」となるカード）の申請および更新について

後期高齢者医療被保険者で、現在お持ちの【限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、「後期高齢者の減額認定証」という）】は、世帯の所得状況見直しに伴い、**8月1日（木）以降は使用できません。**

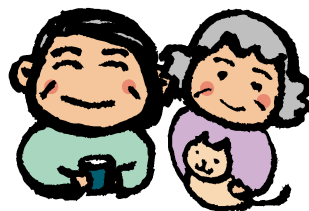
★ 現在、**区分Ⅰまたは区分Ⅱ**の減額認定証を持ち、平成25年度にも対象になる人には町から減額認定証を送付します（あらためて申請する必要はありません）。上記以外の人で8月1日（木）以降に入院・通院予定の場合は該当するかどうかを電話でお問い合わせください（適用判定は世帯の所得状況によります）。該当する場合は申請手続きを町国保年金係（③番窓口）で行ってください。

《 注 意 》

◆後期高齢者の減額認定証の適用は、申請のあった日の属する月の初日からとなります。

（例）平成24年度に減額認定証が交付されていない人が7月15日に申請をした場合

平成25年7月1日適用で平成25年7月31日まで有効の減額認定証と平成25年8月1日適用で平成26年7月31日まで有効の減額認定証が発行されます。



◆後期高齢者の減額認定証は、平成25年度町県民税（住民税）**非課税世帯に限り**交付されます。（平成25年7月1日適用の認定証は平成24年度町県民税非課税世帯に限る。）

《 申請に必要なもの 》…後期高齢者医療の被保険者証・印かん（認め印可）

《 申請期間 》…………… 7月1日（月）から随時

* 三股町国民健康保険の限度額認定証の更新は8月1日（木）からでなければ、受け付けできません。ご注意ください。

◎障害認定申請について

65歳以上75歳未満で、一定の障害がある人（身体障害者手帳の1級～3級、4級の一部に該当する人など）は申請し、認定されると後期高齢者医療制度の被保険者となります。

後期高齢者医療で医療機関にかかると病院での一部負担金が所得に応じて1割または3割になります。

《加入できる人》…身体障害者手帳の1～3級、4級の一部に該当する人
療育手帳Aの人、精神障害者保健福祉手帳1、2級の人、
国民年金法における障害年金の1、2級を受給の人
ほか

《申請に必要なもの》…印かん（認め印可）・申請の基準に該当する各種手帳または国民年金証書、健康保険被保険者資格喪失連絡表（**現在ご加入の医療保険が三股町国民健康保険以外の人のみ必要です**）

※お問い合わせは、町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当

（☎52-1111・内線116）にお願いします。

⑧ 農林畜産業関連

◆ 水稻の病害虫防除を実施します

本年度の水稻の病害虫防除（無人ヘリによる農薬散布）を次の通り行います。無人ヘリによる農薬散布は、低い高度でプロペラからの吹きおろしの風を利用し散布します。そのため農薬の飛散が少なくなり周辺への影響を最小限に抑えますが、気になる人は、散布時の外出を控えたり、洗濯物など外に出さないことをお勧めします。

○実施時期

場 所	長田地区		梶山地区		その他の地区	
	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
実施日時	7/22 (月)	8/16 (金)	7/23 (火)	8/23 (金)	7/29 (月)	8/29 (木)
適用薬剤	①	②	①	②	①	②
申 込 先	長田防除班		梶山営農組合		JA 三股支所	

★天候などの都合により変更される場合があります。

○使用薬剤名・対象病害虫

	生育期間	使用薬剤名	対象病害虫
①	分けつ期 ～ 幼穂形成期	アプロードロムダンモン カットエアー	紋枯病、ウンカ幼虫類、ツマ グロヨコバイ幼虫、コブノメ イガ、ニカメイチュウ
		ブラシンゾル	いもち病、稲こうじ病
②	出穂期以降	ブラシンバリダゾル	いもち病、穂枯れ、稲こうじ、 紋枯病
		スタークル液剤	ウンカ類、カメムシ類

★路地野菜や出荷前のカンショなどの隣接ほ場、施設園芸ハウスや住宅などの隣接ほ場については、原則散布できません。

★無人ヘリ防除の際は、薬剤効果を高めるため、たん水状態を保ち、散布後1週間は落水やかけ流しはやめましょう。

★個人で防除される人も薬剤の効果を高めるためにできるだけ同時期に防除をしましょう。



※お問い合わせは、

JA 三股支所・営農経済課 (☎52-1122)

町産業振興課 農業振興係 (☎52-1111・内線353)

にお願いします。

◆ 三股町農業振興地域整備計画の変更受付について

本町では、農業振興地域整備計画の見直し作業に伴い、農業振興地域内の農地からの除外（住宅建設など）・用途変更（畜舎など）・編入の受け付けを休止していましたが、県との協議が終了しましたので受け付けを開始します。

なお、場所や要件により計画変更できない場合もありますので、計画のある人は担当窓口にてお問い合わせください。



※ お申し込み・お問い合わせは、

産業振興課 農業振興係（3階 ⑫番窓口）

(☎52-1111・内線352) をお願いします。

ご存知ですか!?

産地が分かる！ 米トレーサビリティ制度

《米穀事業者の皆さんへ》

◆米や米加工品の流通には、取引記録の作成・保存と産地情報の伝達が法律で義務付けられています。

◆一般消費者に米や米加工品を販売・提供する場合には、産地情報の伝達を行うことが法律で義務付けられています。

《消費者の皆さんへ》

◇外食店や小売店などにおいて、メニューや店内掲示、商品の容器や包装を見ると、原料米の産地が分かります。



☎ 制度に関するお問い合わせは、九州農政局 宮崎地域センター

(☎0985-22-5806) をお願いします。

◆ 平成25年度「農業用機械免許資格取得促進研修」募集

農業機械利用技能者の育成・資質の向上を図ることを目的に次の通り募集します。

1. 研修概要

(場所：農業大学校内、県総合自動車運転免許センターで行われます。)

種類	研修日程	適正試験
①農耕用限定大型特殊免許取得研修	12月3日(火)～ 12月10日(火)	12月3日(火)
②農耕用限定けん引免許取得研修	11月5日(火)～ 11月19日(火)	11月7日(木)
	平成26年1月8日(水) ～1月16日(木)	平成26年 1月8日(水)
	平成26年1月17日(金) ～1月24日(金)	平成26年 1月17日(金)

※それぞれの研修の最終日には免許試験が実施されます。

種類	研修日程	研修内容	場所
③農業機械士養成研修	2月3日(月) ～4日(火)	実技・検定試験	農業大学校内

2. 受講資格

- ・ 18歳以上70歳未満の人。
- ・ ほかにも条件があります。詳しくはお問い合わせください。

申込締切 8月30日(金)



※お申し込み・お問い合わせは、

産業振興課 農業振興係 (3階⑫番窓口)

(☎52-1111・内線352)にお願いします。

⑨ 相談

◆ 「こころの健康相談」を行います

ご家族や関係者からの相談も受け付けます。ぜひ、ご利用ください。

項目	内容
期 日	7月18日(木) 8月15日(木) ☆原則として毎月第3木曜日になります。
時 間	午後1時30分～4時
場 所	都城保健所 (都城市上川東3-14-3)
相談体制	保健師が事前に相談を受け、必要と思われる人については 医師による相談(予約制)を行います。(無料)
相談内容	①精神科の病気、心の健康に関する問題など、精神保健一般 ②不眠、抑うつ、過食・拒食、リストカット、引きこもりなど ③アルコール依存、薬物問題、そのほかの依存など
申込方法	事前に下記、保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください。

都城保健所管内は県内でも自殺死亡率が高い状況にあります。自殺した人の背景には、心の病気などがあるにもかかわらず、気軽に精神科などの専門医を受診できない状況もあるため、保健所では随時相談を受け付けています。

※お申し込み・お問い合わせは、

都城保健所 疾病対策担当保健師

(☎23-4504)にお願いします。



◆ 「人権相談」を行います

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩みごと相談」にも応じています。お気軽にご相談ください。* 予約は不要です。

★特設人権相談

期 日	担当者
8月7日(水)	前田 万

時 間：午前10時～午後3時

場 所：総合福祉センター「元気の杜」

★常設人権相談

1. 日 時：平日の午前8時30分～午後5時15分
2. 場 所：宮崎地方法務局都城支局
(都城合同庁舎5階相談室)
3. 担当者：人権擁護委員・法務局職員

無料です

※お問い合わせは、特設人権相談：総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）
(☎52-1111・内線232)
常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局
(☎22-0490) をお願いします。



◆ 「交通事故無料相談」を行います

都城地区交通安全対策協議会では、交通事故の相談を充実させるため、無料相談を行っています。交通事故でお困りのことがありましたら、どんなことでもご相談ください。

○日 時：毎日 午前9時～午後4時

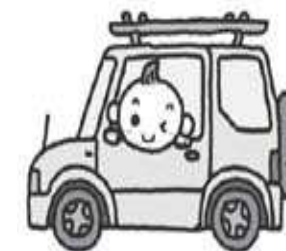
(水・土・日・祝日は除きます)

○場 所：都城市役所2階 生活文化課内

★事前に、電話にてお問い合わせください。

※お問い合わせは、

都城地区交通事故相談所 (☎23-0944) をお願いします。



◆ 「ふれあい福祉相談」を行います

社会福祉協議会では、生活上の問題・結婚・離婚・金融上のトラブル・介護のことなどあらゆる相談を受け付けます。また、電話での相談も行います。

○日 時：毎日 午前9時～午後5時

(土・日・祝日は除きます)

○場 所：総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、

社会福祉協議会 (☎52-1246) をお願いします。

